

すれば足り、Aの底地権及びBの借地権の

価格までを説明する義務はなく、

(3) Xの請求には理由がないとして、棄却した。

Xはこれを不服として控訴した。

控訴審では和解勧告がなされ、平成九年一〇月、YがXに一〇〇万円支払うことで裁判上の和解が成立した。

三 まとめ

本件売買は公道に面していない土地の借地権であるため、単独では売却が困難であるところ、媒介業者の努力により隣地借地人及び底地人の了解を得て、一体で売却することが可能になつたものであるから、本件借地権の売買価格が隣地借地権及び底地の売買価格より低い価格であつたとしても、不当に廉価とされば足りると示された。妥当な判決である。

(調査研究部研究員)

登記原因を欠く移転登記と登記名義の回復請求

最近の判例から

(東京地判 平八・一二・二六 判タ九五三一―八六) 辺見 博

土地所有者の知らない間に委任状が変造され、登記が移転し、さらに転売された場合において、同登記は原因を欠く無効の登記であり、かつ、権利者は帰責性がなく、転買

人には過失があるから、民法九四条二項の類推適用は認められないとして、権利者の真正な登記名義の回復を原因とする移転登記請求が認容された事例(東京地裁平成八年一二月二六日判決、控訴、判例タイムズ九五三号一八六頁)。

(2) しかし、本件土地のZへの登記は、Zの代表者Zが、土地家屋調査士Aに指示して、X名義の書類を偽造、変造してなされたものであった。

すなわち、登記委任状については、平成三年九月五日、AがZの指示を受けて、Xの事務局長Xに隣接土地の所有権移転登記委任状名目で交付を要求し、交付を受けた委任状(原因「真正な登記名義の回復」、地積「一九九・八八m²」)を、Aが本件土地の所有権移転登記のための登記委任状(原因「平成二年七月二一日売買」、地積「八七六・九一m²」)に変造した。

また、本件土地の権利証については、別件土地の登記委任状のためにXがAに交付していた委任状をAが変造して本件土地(元二筆)の合筆登記をし、同合筆後の本件土地の権利証を、AがZ交付したものであつた。

本事案は、非常に複雑であるが、簡潔に要約すると、次のとおりである。

(1) X(財團法人)所有の土地について、Xが知らないうちに、平成二年一〇月三〇日、同年七月三一日売買を原因として、Z名義に登記が移転された。

Aは、前記委任状及び権利証を利用して、
一〇月三〇日、XからZへの所有権移転登
記を行つた。

なお、Aは、平成五年三月、有印私文書
偽造、同行使等により懲役一年六月、執行
猶予三年の判決を、また、Zは、平成八年
三月、同罪により懲役三年、執行猶予四年
の判決を受けている。

(3) 本件土地は、その後平成三年一月三〇日、
媒介業者Bの媒介により、Yが四億八、二八
〇万円で買い受け、同日登記移転をした。

Yは、本件契約にあたり、BからXZの
契約を証するZの念証（隣接土地の移転登
記の念証をAが変造したもの）を見せられ、
XZ登記を有効なものと信じたが、本件土
地の現地見分をせず、売主の代表者Zにも
会わなかつた。

(4) Xは、同日、電話の問合せを受け、本
件土地の存在を知り、XZ、ZYの登記は
無効であるとして、Yに対し、真正な登記
名義の回復を原因とする所有権移転登記手
続を求めた。

(5) Yは、XZ間の売買成立と、ZY間の売
買について民法九四条二項の類推適用を主
張し、これが認められない場合の予備的反
訴として、Xに対する損害賠償を請求した。

二 判決の要旨

これに對して、裁判所は、次のように判断
を下した。

(1) 本件XZの登記の委任状はAが変造した
ものであり、XZ間に売買契約書及び領收
書の作成がないことからすると、XZ間に
売買契約が成立したとは認められず、XZの
登記は、その原因を欠く無効の登記である。

(2) 民法九四条二項の類推適用を認めるため
には、虚偽の外形の作出につき当該権利者
と相手方との間に通謀があつたと同視し得
る程度の帰責性と、同外形を信じた者にお
いて過失がなかつたことが必要であるが、
① Xの帰責性については、XZの登記は
ZとAの変造による委任状等によつてな
されたものであり、Xに公的資格を有す
る土地家屋調査士が変造することまで予
測して行動するべきであると要求するの
は酷であり、また、XがZの登記の存在
を知つて放置していたとは認められない
から、XにAとの通謀に準じる帰責性が
あるとはいはず、

(3) 従つて、Xの本訴請求は理由があるから、
これを認容し、Yの反訴請求は理由がない
から、棄却する。

三 まとめ

民法九四条二項の類推適用については、「真
の権利者に権利喪失の不利益を課されるのも
やむを得ないとするに足りるだけの事情（帰
責事由）が存することを要する」が、「不実の
登記が権利者Xの意思に基づくものとは認め
られず、XとしてはAに交付した書類が不実
の登記に冒用されると予知し得なかつた」
として、これを否定したもの（東京高判 昭
六〇・一・二九 判時一一四四一九二）、相手
に過失があるとして、同じく類推適用を否定
したもの（東京高判 昭六〇・四・二四 判
時一一五四一八五）等がある。

本判決は、権利者の帰責性と相手方の過失
の両面から、詳細な認定を行つたものである。
実務の参考になる点が多いと思われる。